

巻頭言

社会的経済の視点に立つ

(特非) NPO 研修・情報センター代表理事
元金沢大学大学院教授
世古 一穂



「社会的経済」という言葉は日本ではまだなじみが浅い言葉ですが、欧州や隣の韓国では盛んに使われています。社会経済とは、信頼と、協力により、社会の多様な問題を解決し、共同体の連帯性を深める経済のことを指します。

社会的経済の定着と発展に取り組む「ソウル宣言」が 2014 年に採択されたのをご存じでしょうか？日本では、ほとんど報じられることもなく、話題になりませんでした。「ソウル宣言」は、市民の参加と決定による、利潤追求を目的としない生活者ニーズを満たす財やサービスの提供、それはコミュニティを大切に、金銭価値に置き換えられない価値を大切に提案です。採択されたソウル宣言の意義は、現在の世界危機（貧富の格差拡大、環境破壊、繰り返される暴力、戦争等）が、市場原理主義への過度な傾斜と、ほとんど規制のない金融グローバル化の結果だと断じ、それに変わる地域、協同、様々な人の有り様に視点を持った“多元的な経済”を模索することを提起したことです。

それに加えて社会的経済は、活動が地域を基盤にしていたとしても、グローバルな視点を持ち連帯、連携し、相互に学び合いながら、それぞれが力をつけていくことが大切であるとも提起しました。日本では失われつつある、地域、人、協同に目を向けた実践が必要です。

新しい社会的経済の理論の特徴は、市場経済に基礎を置く混合経済体制の中で、独自の構成要件として発展してきた社会的セクター（非営利市民セクター）の役割に注目するとともに、自然環境の保全をも目的としている点にある。すなわち経済成長を基本とする政治経済学を批判し、人間と社会と自然の調和のとれた人間社会の持続的発展をめざす経済システムの在り方を探る敬愛理論となっています。

国家レベルでは、フランスで 81 年に「社会的経済関連各省事務局」、84 年には政府内に「社会的経済事務局」が設置されました。また、EU は 89 年に「社会的経済部局」を設置、社会的経済の組織を「協同組合、共済組合、アソシアションなど法的形態に基づく組織」と規定し、主要原則として「連帯と参加」「自立とシティズンシップ」の価値を基礎とすると明示しています。

最近 10 年間の非営利・協同の運動に対する国際的評価の高まりを背景に、国連は 2013 年 9 月、「社会的連帯経済促進委員会」を設置。基本的な要因は、新自由主義経済に起因する世界的規模での貧困と格差の拡大にあります。世界的な貧困と格差拡大が平和維持に困難にすると認識した国連は 2000 の「国連ミレニアム宣言」を採択し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を第一目標にしました。

国連は貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主的な互助組織の発展を支援する必要があると認識し、2001 年に「社会開発における協同組合」という決議を採択、「社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会的包摂の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう各国政府に要請しています（ILO も 02 年に「協同組合の振興に関する勧告」を出している）。

コラム

地方公共団体における自立的経営と官民連携

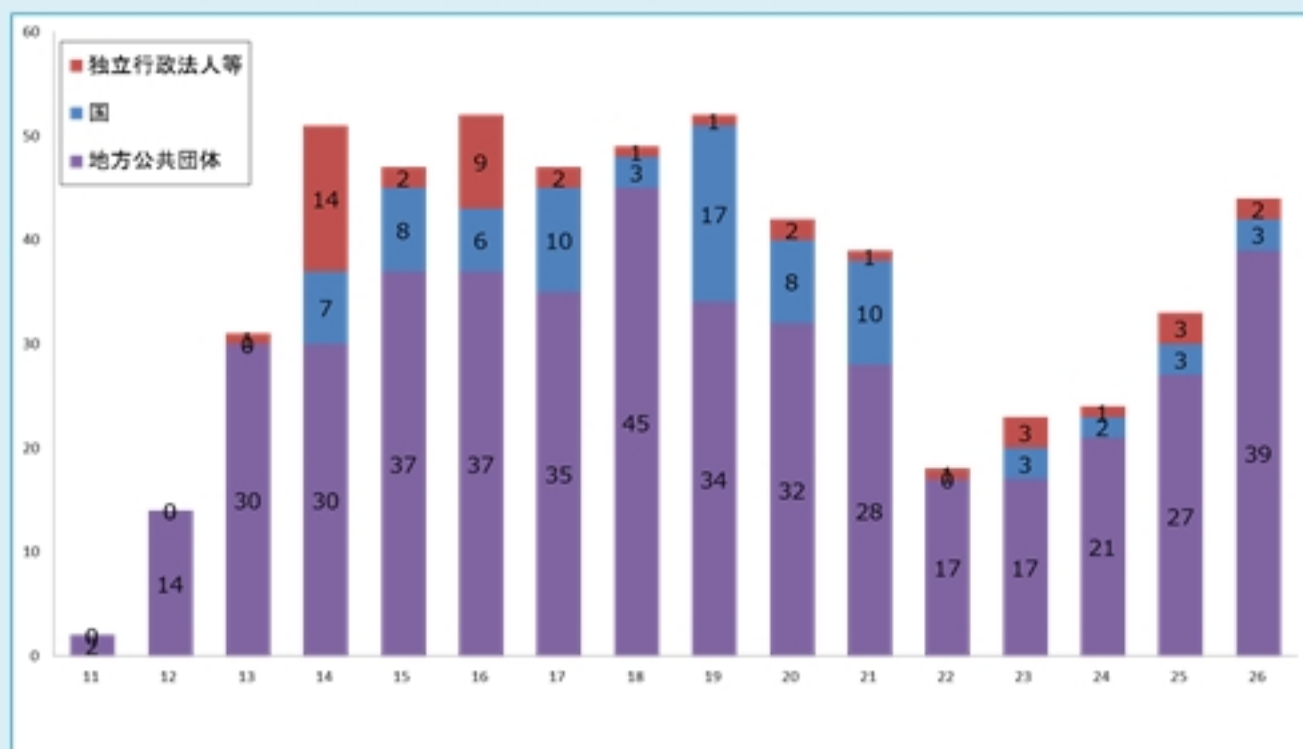
特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 理事長

植田 和男



1999年7月30日、「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)」が成立し、同年9月24日に施行された。同じ1999年7月に地方分権一括法が国会で成立し、翌年4月に施行されている。共に地方公共団体に従来以上の裁量権を与えることによって、国の管理を少なくし、自立した経営を実現させようとするものである。PFI法は、その手法として民間部門との連携を強く求めるものであり、民間金融機関からの長期資金の調達、民間企業が市場経済・競争社会で培ってきた経営ノウハウ、最新の技術の活用を促進し、公共サービス(コスト)の効率化を図ることによって、経営体質の強化を目的としている。これまでの成果に関しては、様々な評価が下されているところであるが、それは16年間の官民連携の作り方の歴史でもあった。

■PFI事業実施方針公表件数推移(2015年6月現在)



PFI 法は、議員立法であり、何ら強制力を持たない。従い、制度として許容されていても、必要ないと判断すれば活用されることはない。地方自治体経営を取り巻く環境に大きな変化がなければ、散えて使う必要はなかったのである。一例で言えば、補助金・交付金制度の存続、地方交付税交付金等による国から地方公共団体への大量の資金供給等である。これでは、地方公共団体に一層の行財政改革、自立的経営と言っても犬の遠吠えであった。しかしながら、一つ重要な側面は、強制されていないことによって、この手法の活用が限定的であったことは事実であるが、何も考えることなく使わざるを得ないのではなく、本当に必要になれば、正に自主的、自立的に活用できる制度であることである。これまでの業務の組み立て、流れを一切変更することなく、一部、例えば資金調達手段として、単なる財政の平準化だけを目的として活用することから、基本構想、基本計画の段階から官民連携を前提とする事業の組み立てを考える時代になりつつあるのではないか。

今日、地方公共団体が、真剣に官民連携を経営レベルで考え始めた最大の理由は、国、地方公共団体の財政運営に対する危機感である。特定非営利活動法人 日本 PFI・PPP 協会（以下「協会」という。）は 3 年以上前より「地方自治体経営の危機」、「地方自治体の存続の危機」という課題を掲げ、全国各地で地方公共団体向けセミナーを開催してきた。最近では、鹿児島県庁、宮城県庁で、9 月には佐賀県庁のご協力を得て、県内地方自治体等に対するセミナーを行う。そこでは地方公共団体の今後 30 年、40 年の経営における公共施設・インフラの更新費用の規模の認識と更新等に必要な財源がないことの認識を共有することを目的としている。国土交通省の試算では今後 50 年間で 200 兆円の財源が必要という数値も出ている。国は相変わらず赤字国債の発行を続けようとしており、国の借金は既に 1,000 兆円を超えて、さらに増え続けることになる。そして相変わらず、国は地方への大量の資金供給を続けている。しかしながら、地方公共団体も少しずつ、今までとは違う事に気づいている。即ち、従来の経営手法では、将来の財政運営、自治体経営が成り立たなくなること気がつき始めているのである。3 年前、地方自治体で公共施設白書を作成していたのは、僅か 32 団体であった。協会はセミナーにおいて、将来の公共施設インフラの更新費用の規模の認識を自治体、議会、住民と共有するためにも、公共施設白書の作成を強く主張してきた。結果として、公共施設白書は、これまで約 300 団体が作成し、公共施設等総合管理計画の作成は約 60 団体となった。そしてこれは驚きであったが、この 3 年間に協会の地方公共団体の会員数は 150 団体の増加があり、現在約 780 団体となった。これは人口 3 万人以上のほとんどの地方公共団体が加入していることになる。協会は、ほぼ毎日、全国で推進されている官民連携事業の情報・募集案内等をメールマガジンでお知らせしている。

協会の役割は、地方公共団体を含む行政と民間企業との間に位置し、様々な官民連携のあり方を模索し、モデル事業の組成に協力し、官民連携事業の実現を促進することによって、地方公共団体の歳出サイドの改革によって小さな政府を作り、歳入サイドの改革によって、より健全な財政構造を持つ自立的経営が出来る地方公共団体を生み出す支援をすることである。そのためにも、当面の最大の経営危機の原因となる、ヒマラヤのような公共施設・インフラの巨額な山をなだらかな丘にすることができる PFI・PPP 等の官民連携手法の活用を啓発することである。





◆ 会員紹介 21

特定非営利活動法人 水・環境ネット東北

「水」をテーマに据えたら様々な分野の人や活動をつなぐことができるのではないだろうか？

縦割り社会を横串でネットワークができるのではないだろうか？

社会実験のひとつとして東京のシンクタンクが呼びかけて、1993年、「全国水環境交流会」が設立されました。そこに参加した何人かで、全国的な組織も良いけど、地域での活動も大事との思いで、1993年8月1日「水環境ネット東北」を立ち上げました。翌年(1994年11月)宮城県白石市を会場に『東北水環境交流会---東北地域の組織作りに向けて』の開催にこぎつけました。参加の方々から、東北の「川・水」の組織を作ろう！と励まされて、「水」360度をテーマに「水」全方位の交流会を年に1回会場を移し、東北六県を一巡しました。参加の方々が思いを発露できるように、20名以内の小さな課題別分科会を作りました。例えば、水をテーマの「伝説や昔語り」「温泉」そして「川の歌を唄う」などの分科会もありました。2000年からは「川をはかる」と題して川と川周辺にテーマを絞り「私的河川環境評価方法」を話し合い、探りました。並行して、短い時間で活動紹介をするワークショップ。行政も、企業もNPOも同じ土俵で議論し合う。発表者もギャラリーも「いい川って???」を探るワークショップの企画運営を、東北六県をフィールドに行いました。このワークショップは2011・311後お休みしています。その他、地域の川、広瀬川をテーマに清掃プログラムの開発やフォーラム。地域と行政の協働の川づくりのコーディネートなど。異なる分野の立場の違う人たちの交流の場づくりを様々な形で実施してきました。

「水環境」を視覚化したシンボルマークです。円を「環」環、あるいは地球と位置づけました。地球的に考え、地球的に行動する組織であることを表現しています

これまでの積み重ねの中から、いくつかの市民活動団体の事務局を担当しています。

- ① 雨水ネットワーク東北(あまみず)：2013年「雨水ネットワーク会議全国大会 in みやぎ」の実行委員を中心に、東北での雨水活用の推進と普及啓発、また、更なるネットワークの拡大のため大会の継続活動として設立しました。
- ② 広瀬川を楽しむ会：澁地区の人々が中心に、市民協働で整備された澁の広瀬川を地域の参加で楽しめる場にしていきたい。
- ③ 広瀬川中流域景観まちづくり協議会準備会：河岸段丘の地形を生かした景観豊かな広瀬川、藩政時代の歴史的景観などを広瀬川の清流を守る条例や社の都の景観条例などを学習しながら社会提案をしていきたい。
- ④ 貞山運河研究所：北上川から阿武隈川をつなぐ日本一古くて長い(49km)運河。地域起こしの提案など。津波で全線被害にあっているため調査から始める。
- ⑤ 四ツ谷用水連絡会・土木学会選奨土木遺産認定応募実行委員会：江戸時代城下を縦横に走っていた四ツ谷用水。現在は暗渠にされ本線ののみが工業用水として活用されている。仙台が社の都(水の都)になった所以でないだろうか。歴史遺産を後世に伝えていきたい。

また、当NPOの定款の目的の項には、「この法人は、水や環境に関わる幅広い市民(「産・官・学・野」)の交流を通して、水や環境の保全と創造を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。」と謳っており、ワークショップやフォーラム、交流会などの様々な交流の場をこれからも工夫していきたいと考えている。

特定非営利活動法人 水・環境ネット東北

〒980-0813 仙台市青葉区米ヶ袋3丁目3-11

TEL: 022-723-1390 FAX: 022-723-1391 E-mail: mizunet@mizunet.org

◆ 会員紹介 22

特定非営利活動法人 宮崎 CALS ネットワーク

建設 CALS/EC 促進と次世代建設技術者確保の為に

梅雨とはいえ雨ばかりで太陽が待ち遠しい毎日、どんよりとした空と蒸し暑い空気、そこに冷たい雨が降り注ぎ晴天の日が例年になく少なく太陽の光を忘れかけてしまいそうな南国宮崎に私達の、特定非営利活動（NPO）法人宮崎 CALS ネットワークがあります。

10年前の平成 17 年 9 月 7 日、特定非営利活動法人宮崎 CALS ネットワークの設立登記が完了した日である。当時、建設 CALS が日本国中を駆けめぐり、宮崎県でも、建設業の IT 化と建設 CALS を進めるべく、いち早くプロジェクトチームを結成し体制を整えようと共、民間から人材を求めべく県内の建設 CALS/EC 有資格者が集まったのが始まりである。

CALS/EC は当然のことながら、IT に関してもある程度の知識を有している資格者は、宮崎県土木部が CALS/EC を円滑に進められるよう県内各地で、建設業者に対し講習会を開催する場合の講師として協力を求められていた。当初各自が個人の資格で、参加していたが、組織立っての協力が必要と考え、NPO 法人の設立となったのである。

まだまだ NPO の認識が低い地方の小さな町である、NPO=ボランティアしかも、福祉関係団体が無料の活動を行っているといった偏見とも取れる間違った情報が事実となっていた、そんな中、建設業関係での NPO 設立である、担当する行政機関の職員でさえ奇異な目で見ていたのを記憶している。

大変な中で船出した NPO であるが、1 年後追い討ちをかけるような事件が発覚することになる、宮崎県知事を巻き込んだ官製談合事件である。宮崎県土木部を混乱に落とし込んだこの事件だが、建設 CALS にとっては加速材になった部分もあった、それが入札の透明化に繋がる電子入札の早期導入である。またこの事件で、県知事も変わる事になり、名前は伏せるが芸能界から皆さんご存知の知事さんが登場する事になるのである、新知事が建設業にとってどのような影響があったかについては、また別の機会にでも個人的主観としてお話しすることもあるかとはここでは割愛することにする、ただ建設業に携わる者として忘れることの出来ない 4 年間の始まった事を記憶に留めてほしい。



2006 年 3 月 3 日 第 1 回宮崎県 CALS/EC シンポジウム

電子入札導入が決まって、宮崎県は建設 CALS/EC に向け着実に進展する、国の方針と言うことで土木部から県土整備部に名称が変わった県も普及に力を入れ、電子納品についても導入工程が決定し私達の NPO にも、講習会等依頼が増え続け NPO の会員も、20 名を越し順調に会員数が増加していった、2006 年 3 月には、国土交通省本省から講師を招き大きな会場を使い独自セミナーも主催、県内の建設コンサルタント技術者や土木技術者の関心も高く沢山の来場者を迎えるなど活動の場が広がっていった

宮崎県で電子入札が始まり、普及から指導に変わる頃、県土整備部内でもプロジェクトチームの解散、人員の削減など体制が変化してゆく、それに伴い、県土整備部主催の講習会が激減し CALS/EC の熱も冷め始めた、少なくなった講習会も平日開催となり、殆どの NPO 会員が会社員であるため、所属企業の理解が得られず、実質的に活動する会員が固定するようになっていった。

宮崎県県土整備部は、電子入札が始まったことであたかも CALS/EC が達成したかのようになり、職員の口から CALS/EC という言葉が出なくなってしまい、それでも業務委託では、電子納品が必須となり基準等が整備された、昨年度からは建設工事においても電子納品の試行が始まり、電子入札も県内の 3 市が宮崎県のシステムを利用して導入した。

国土交通省は CALS/EC から次世代電子化へ方向転換し、(一財)日本建設情報総合センター (JACIC) では CALS/EC の新規資格試験を取りやめ、今月 (平成 27 年 6 月) には更新を無くし永久資格とするとの発表が JACIC からあった。わずか数年で終わったこの資格はいったいなんだったのだろうか、そもそも新規試験もなく更新もない永久資格に価値があるのか、その有資格者が集まった NPO はこれからどうあるべきか、再考の時期に来ているのではないかと、そんな話題が理事会の議題に上がり日々頭痛の種になっている。

今年度も電子入札、電子納品の講習会が予定してある、Win8.1 など PC の進歩に CALS/EC の基準が追いつかず、多種多様の PC を所有する受講生のためテキスト作成担当メンバーは今年も眠れない夜を過ごす事になり、講師担当メンバーは、本業の傍らリハーサルを繰り返すことになる、メンバーには平身低頭感謝の気持ちでいっぱいだ。

昨今〇〇女子といった言葉が流行しているらしく、建設業でも理系女子・土木女子と言って女性の活躍が脚光を浴びている、女性が建設業に興味を持ち技術者としてもっと活躍して、暗い業界に少しでも明るい光を与えて貰えることはこの業界に携わる者として有難いことである。

私達の活動も転換期を迎えた今、「次世代を担う建設技術者の確保」を次の活動方針として進めてゆきたいと考えている。現実問題として 35 歳以下の技術者不足は近々の問題として深刻化している、現場で汗水流して泥まみれになるそんな姿は、土方 (どかた) のイメージが付きまとい、ホワイトカラーの代表である IT 企業戦士と言われるようなスマートさとは程遠い存在が若者に目を向けさせない問題なのではないかと思っている。そんなイメージを払拭する手段として、今までは溝清掃などのボランティア活動を主として行ってきたが根本的な解決になっておらず、ただ労力の提供として捉えられている感がある。土木建設の意義、楽しさ、社会に対する貢献など土木建設は素晴らしい職業であることを、次の時代を担う若者の代表である小学生に年間を通して、定期的に言葉として伝える事が出来るのなら、暗いイメージを払拭し土木建設に興味を持ってくれる若者が増えるのではないかと、その為に何が必要でどのような働きかけが必要なのかを、模索し苦しんでいるメンバーを見るたびに、10 年前、高い意識を持ち設立した私達の NPO は、いまだ高い意識を持ち続けていると確信している。

特定非営利活動法人 宮崎 CALS ネットワーク

理事長 星野隆幸

〒880-0824 宮崎県宮崎市大島町南窪 8 1 4 番地 4 マルコービル 2 F

<http://www.jinrei.co.jp/npo-mcn/>

「自治体インフラメンテ事業化研究会スタート」

皆川 勝

サービス提供部門と協力して標記の準備会を設置し、土木学会・教育企画人材育成委員会・シビル NPO 推進小委員会と共同で、千葉県を主な調査対象地域として、国土交通省、自治体、NPO 等へのヒアリングを実施し、NPO としての貢献のあり方を検討してきました。前回の概要に引き続き、個々のヒアリングの概要を順次ご報告します。今回は、NPO 法人建設技術監査センター、千葉県庁県土整備部および国土交通省道路局環境安全課です。

**NPO 法人建設技術監査センターへのヒアリング**

五穀章理事長へのヒアリングを平成 26 年 10 月 10 日(金)に実施した。堂本知事(当時) NPO 支援の方針の下、千葉県の支援の下で率先の良いスターを切った。技術士、建築士、工学博士などの有資格者を中心に監査業務に必要な人材を組織し、特に、中小の市町村を中心とした工事監査業務で信頼を得ることができた。それらの自治体の職員への研修の実績が個人的にあり、結果として、教え子が各自治体に存在していたことが大きかった。NPO の競争が激化しており、他県の NPO の参入もある。汗をかける技術者を分野ごとにそろえることが大切であるが、業務のある自治体に乗れ込んで営業的な活動をしない仕事はやってこない。NPO とコンサルタントとの WIN-WIN 関係の構築は容易ではない。

千葉県庁県土整備部へのヒアリング

永田健部長へのヒアリングを平成 26 年 10 月 16 日(木)に実施した。千葉県道路メンテナンス会議におけるアンケート調査や地域におけるグループ討論の結果、技術者不足、技術力不足から円滑な点検が困難な状況と約 8 割の市町村は橋梁点検業務の一括発注を希望していることがわかった。公益財団法人千葉県建設技術センターには県 OB がおり、発注者支援、技術支援が可能である。NPO 法人がどのようにこの問題に関わってゆくかについては、この段階では検討されていない。

国土交通省道路局環境安全課へのヒアリング

池田豊人課長へのヒアリングを平成 26 年 10 月 16 日(木)に実施した。市町村が管理する全ての道路橋等を 5 年に 1 回の頻度で近接目視点検することを義務付け、計画的に点検が実施されるよう点検計画の策定をめざす。各県の道路メンテナンス会議(県、地整および市町村が参加)で検討してもらっている。このような網羅的な取り組みはこれまでにない。市町村のメンテナンスに国や県が直接かかわる点は、従来と全く異なる。予算も体制も全数調査の結果から考えてゆく。NPO を含め、どのような体制で実施してゆくかという段階にまで、検討は進んでいない。来年度・再来年度になれば本格的に、どのようにやるのかの検討が進むであろう。まずは今年度末に出てくる計画の結果が重要である。

7 月 8 日に「自治体インフラメンテ事業化研究会」の第 1 回会合が開催されます。メンバーあるいはメールメンバーをご希望の方は今後も受け入れますので、ご連絡をください。

連絡先は (minatororo@gmail.com 皆川勝) です。

平成 27 年 7 月。

【 会員からの投稿 】

「美(うま)し国づくり景観大賞」

NPO 法人 美し国づくり協会 CNCP 監事 山岡 和彦(たかひろ)

美し国づくり協会は 6 月 30 日の通常総会時に、「美し国づくり景観大賞」1 点と「特別賞」2 点を表彰しました。

「美し国づくり景観大賞」は協会設立 10 周年を記念して創設されました。事業概要は、『地域の個性を活かした良好な景観の創出、地域再生に寄与し、これを後世に引き継ぐ活動を行っている優良事例をビフォー・アフターに主眼を置いて選定し、その活動に取り組んでいる関係者を顕彰し、併せて受賞者を中心にシンポジウムを開催し、その概要等を出版物に纏め、美し国づくりの実践活動として広く全国に紹介し、世界に誇れる美し国づくりの理念の普及啓発と実践行動の推進を図ることを目的としております』(募集要項より)



応募作品 12 点を会員全員で篩にかけたのち、進士五十八協会理事長を委員長とする審査委員会で審査し、

- ・「美し国づくり景観大賞」には『東京都江戸川区：水辺風景の再生－水と緑と花、共に生きる豊かな暮らし』、

「特別賞」2 点は、

- ・『コウノトリ野生復帰推進連絡協議会：コウノトリと共に生きる地域を目指して～放鳥から 10 年を迎えた景観～』、

そして

- ・『東北地整、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市：景観に配慮した防護柵の設置による道路景観の形成』

が選定されました。

景観大賞に選ばれた東京都江戸川区は、終戦後相次いで来襲した台風で荒川や江戸川の氾濫や高潮被害に見舞われる状況でしたが、災害に強いまちづくりを目指し、土地区画整理や再開発、下水道の整備、内部河川の水位低下事業を施行しました。これと並行して環境をよくする運動に取組み、区民と一体となって公園整備や緑化、千本桜に代表される花のあるまちづくりを実現し、特に親水公園のアイデアは日本で初めてであり、日本各地に波及しただけでなく、韓国など海外にも影響を及ぼしております。これらの推進を多彩なボランティア活動が支え、良好な景観の創出・地域再生・次代への継続を官民渾然一体となって進めております。

特別賞の 1 点目コウノトリとの共生は、我が国最後の野生コウノトリが豊岡盆地で絶滅したことを憂いた有志が、その復帰を目指しロシアから寄贈されたペアを基に繁殖を重ね 25 年を経た現在 100 羽程度まで繁殖が進んでおります。ご存知のように、野生のコウノトリは田圃に生息するドジョウ等を食しますので、湿地や水田が不可欠です。

日本の原風景であった景観が宅地開発や水田の乾田化でなくなり、これに餌場を奪われ農薬の使用も追い打ちをかけ絶滅に至りました。現在、水田や湿地の復活で餌場を確保し、野生に返す個体数を増加させておりますが、個体数増加に伴って餌場の拡大が不可欠であり、活動の範囲を広げているとのこと。水田から収穫される「お米」が消費されなければ水田は維持できないため、関係者は「お米を食べてください」と訴えておられました。

特別賞の2点目である東北地整等の防護柵(ガードレール)の取組は、機能本位に陥りがちな防護柵を、景観を阻害しないようなデザイン・色に統一し、尚且つ地整だけの取組ではなく、東北地方一帯に活動を広げたということで、特筆される活動と思います。現在は800 km以上が整備され、毎年50~60 kmが追加整備されているということです。

表彰式後、受賞者の講演、国交省舟引大臣官房審議官より「景観緑三法の成立後10年の歩み」について講演があり、最後にパネルディスカッションが行われました。

これらの内容は、審査員のコメントを追加し日刊建設通信新聞社から出版されますのでご高覧賜りたいと存じます。また、協会の総会で「美し国づくり景観大賞」を10周年記念事業に終わらせることなく継続することが決議されましたので、美し国づくりに資する素晴らしい取組を今後も紹介して参ります。



トピックス

シンポジウム「日本の非営利セクターを支える2つの法人格」に参加して

本通信の12号で3月に開催された日本NPO学会年次総会、14号では一般社団法人ピースボート災害ボランティアセンター（PBV）の「ネパール地震被害：派遣スタッフによる現地報告会」に、それぞれ参加した時のことを報告した。CNCPのサービス提供部門担当の常務理事として、土木やインフラといった会員の直接関心事に関する催し物以外に、こうした他分野も含め外部の講演会やシンポジウム等に出来るだけ参加するように努めている。

今回は、5月28日東京国際フォーラムで開催されたCNCPも会員であるNPO法人日本NPOセンターの年次総会と、それに合わせて開催されたシンポジウムに参加したことについて報告しておきたい。

まず、CNCPが会員である日本NPOセンターについて簡単に報告しておく、その名が示すように日本を代表するNPO中間支援組織で、全国各地域のNPO支援センター等との連携を強化し、情報発信、人材育成、調査研究と政策提言、海外NPOとの連携など、幅広い活動を行っている。NPO、個人、企業などの正会員・準会員を合わせて818会員を有し、年間事業費6億円余の大組織である。CNCPとしても、中間支援組織としての財務・経理処理のあり方や民間助成金へのチャレンジ等について直接アドバイスを得たり、日常的には冒頭に記したような様々な催しの案内を受けそれを会員に水平展開したりと、分野的には後発のシビルNPO中間組織として有意に利用させてもらっている。

さて本トピックスの本題としてのシンポジウム参加レポートだが、上記総会の前に3時間をかけて行われた、「日本の非営利セクターを支える2つの法人格選択の現状と今後のあり方」と題してのセミナー内容報告である。公益財団法人「公益法人協会」と認定特定非営利活動法人「日本NPOセンター」が協働して行った「非営利活動法人選択に関する実態調査」の報告会を兼ねている。

日本の非営利セクターは「公益法人」という総称の下に、法制度に応じて下表のように分類されるが、CNCPが法人正会員として中間支援活動の対象としているのはそのうち着色した特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）と社団・財団法人（いわゆる一般法人）である。

このうち一般法人について政府は、明治期にできた公益制度を、①時代に即した公益性の見直し、②不祥事防止のためのガバナンス強化、③寄付金を集めやすくすることによる自立の促進の3つ視点で抜本改革すべく、2006年に公益法人制度改革3法を成立させた。

この3法は2008年12月1日に施行されたが、その時点で2万4千余あった旧法人のうちその後5年間の猶予期間において新制度でいう公益認定を受けたのは8878法人(旧法人の36%)とされている(2015.3.31日経新聞社説「寄付で自立する公益法人に」)。それ以外は一般社団・財団法人となるが、移行登記をしなければ、猶予期間終了と同時に自動解散となるなどとあって、その数等詳細は明らかではない。

「公益法人」の範囲	種別	公益認定を申請・取得せず	公益認定を申請・取得
「公益法人」	民法34条による公益法人	一般社団法人	公益社団法人
		一般財団法人	公益財団法人
広義の「公益法人」	特別法公益法人	特定非営利活動法人	認定特定非営利活動法人
		社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人など	NA
さらに広義の「公益法人」	その他の非営利法人	中間法人、労働組合、消費生活協働組合、農業協同組合など	NA

一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）と特定非営利活動法人（NPO 法人）とは、上表にも示すとおり「公益認定を取得せず」の欄で同じ位置づけにあるが、以下の表の着色部にみられるように、設立の手続きや対象となる活動、さらにはそれらの情報公開等、NPO 法人の方が規制は厳しい。このように一般法人については、活動内容に規制がなく、実態が明らかでないこともあって自治体の補助事業や民間助成が不適用となるなどで劣後する面は否めない。

このように新たに動き出した公益法人改革政策に関連して、本シンポジウムを開催した2法人では、2008年12月1日～2013年3月31日に一般法人またはNPO 法人の法人格を新たに取得の団体に対してアンケート調査とヒアリング調査を実施し、その結果に基づき一般法人かNPO 法人かの法人選択に関する実態分析を行った。

項目	一般(社団・財団)法人	特定非営利活動法人(NPO法人)
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動法人法
設立の手続き	公証人の定款認定と登記	所轄庁の認証と登記
設立に必要な日数	とくになし	2ヵ月～4ヶ月
対象となる活動	とくに規定なし	20分野の特定非営利活動
法人税課税	非営利型及び公益型は収益事業のみに課税 普通法人型は全収入に課税	収益事業のみに課税
情報公開	定款・名簿等の事務所に備え置き	定款等及び年次事業活動・決算報告書は所轄庁に報告義務があり、第三者が閲覧できる。
社員数	2人以上	10人以上
理事数/監事数	理事会設置型: 2人以上/1人以上 理事会非設置型: 1人以上/任意	3人以上/1人以上
財産・基金	一般財団法人は純資産300万円以上	とくに規定なし
剰余金の分配等	社員や設立者が、これを受ける権利を与える旨の定款の定めは無効	社員に利益を分配してはならない 役員報酬の受領可能は、役員総数の3分の1以下

(「非営利活動法人選択に関する実態調査報告書」ならびに内閣府HPなどを参考し筆者作成)

報告書ではその結果を、詳細なデータ分析とそれに基づく4つの「仮説」の検証という形で詳述（報告書参照）しているが、その第4章まとめて「二つの法人制度に対する認識の差は、制度的設計や歴史的経緯から生じてくるものの他に、それぞれの利害関係者（ステークホルダー）の対応によって規定されるものもあると考える」として、確たる「仮説」が検証できない難しさを記している。とくに歴史的経緯という点での一般法人の共益的・互助的な団体の位置づけが、前頁表のように「さらに広義の「公益法人」まで含むほど複雑化しているのかも知れない。またNPO 法人では公益認定という格上げによる認定特定非営利活動法人制度が導入され、信用力の向上や寄付税制といったインセンティブが与えられることに対し、一般法人でも類似の格上げ制度導入を目論む背景もあろう。これらをもう少し類型化して、公益法人制度改革の目的である「国民が自発的な公益活動により社会貢献をするという目的・理念で設定された制度」を目指して努力していく必要性を強調していた。

上記の調査結果報告に続いて、一般法人3、NPO 法人2、そしてNPO 支援センター2の計7法人によるパネルディスカッションがなされたが、同地域でその両法人に関わるケースや、NPO 法人から一般法人に移行した組織なども含まれ、現場ではがそれぞれの立場で動き出していることが知られた。

シンポジウムのまとめに当たって、山岡義則実態調査委員会委員長が、一般法人とNPO 法人の差を器に例えて右表のように話されたのが、この並列した形で動き出した2つの制度に対して、今後取り組むべき課題として以下の2点を上げられたことがすべてであると感じた。

要因	一般法人	NPO法人
材質	陶器	ガラス器
形状	自由	型の制約
仕上げ	粗雑	精密
制作時間	短い	長い

- (1) 二つの法人制度が併存することの社会的な効果（メリット）と問題（デメリット）は何か？
- (2) 法人選択（一般法人か特定非営利法人か）と認定選択（公益法人化認定特定非営利活動法人？）との関係はどうなっているのか？

報告：有岡正樹（CNCP 常務理事）

◆ イベントのご案内

シニアエンジニア・パワーアップセミナー

シビルNPO 法人によるシニアによる自治体支援

●日時&場所

- ・日時：平成27年7月31日(金) 13:00~17:00
- ・ちよだプラットフォーム地下001会議室

●参加費

- ①会 員（入会予定者含む）関係者：3,000円/人
- ②非会員：5,000円/人

●研修内容

(1) 講 演

- ①「シビルNPO序論」(質疑含み30分)
土木学会シビルNPO推進小委員会委員長 駒田 智久
- ②「市民連携のスキルとは？ ~参加のデザインを学ぼう~」(60分)
(特非)NPO研修・情報センター代表理事(元金沢大学大学院教授) 世古 一穂
- ③「自治体等への技術支援の可能性」(50分)
(特非)建設技術監査センター理事長 五艘 章

(2) グループディスカッション(上記①、②の質疑を含め70分)

- 「シビルNPOの市民活動に果たせる協働的・技術的役割」
参加者が「市民活動連携」と「自治体技術支援のあり方」の2グループに分かれて

*CNCP 会員以外の申込みについては、下記 CNCP メールアドレスに、

- ①氏名、②所属、③メールアドレスを記して連絡ください。
具体的な案内等をお送りします。

事務局通信

1. 7月の会議予定

- 1) 7月1日(水) 16:00~17:30: SB 提案コンテストワーキング
- 2) 7月8日(水) 14:00~16:00: 運営会議
- 3) 7月8日(木) 16:30~18:30: 教育研修委員会
- 4) 7月17日(金) 15:00~17:00: 共創プラットフォーム事業化研究会
- 5) 7月27日(月) 15:00~17:00: 公募型事業検討会

2. 7月6日現在の会員数

法人正会員 22、個人正会員 21、法人賛助会員 31 合計 74
NPO 道路の安全性向上協議会(代表藤野陽三)が法人正会員に入会しました。

事務局

お問い合わせは
こちらまで

特定非営利活動法人

シビルNPO 連携プラットフォーム

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地7
名古屋ビル本館2階 コム・ブレイン内

事務局長 内藤 堅一: info@npo-cnnp.org
ホームページ URL: <http://npo-cnnp.org/>